

## 仕 様 書

### 1 業務名称

マイナンバーカード交付事務用統合端末等関係機器賃貸借

### 2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 賃貸借・保守期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで（7か月間）

### 4 仕様及び数量

別紙「機器明細」のとおり

### 5 設置場所

岡山市役所本庁舎（岡山市北区大供一丁目1番1号）

### 6 機器納入期限

令和7年9月1日 ※搬入については、岡山市と事前に打合せを行うこと。

### 7 納入時の条件

- （1）賃貸借物件搬入時の梱包、運送、搬入、事前準備に要する費用及び賃貸借期間満了後の回収・撤去に要する費用、並びに解約に伴う賃貸借物件返還時の搬出に要する費用を積算に含めること。

※地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）配付のアプリケーション等のインストール作業等は、岡山市が別途契約する委託業者により実施するため、積算には含めないこと。

- （2）賃貸借物件には、動産総合保険を付すること。

- （3）以下のものを作成し、に提出すること。

- ・納品及び保守に係る問い合わせ連絡体制表 … 契約後10日以内
- ・調達機器一覧表（製造番号の記載を含む） … 納品時

### 8 メーカー及び機種

- （1）機器はメーカー・機種・型番等が同一であること。

- (2) 自作機器及び中古品または一部中古品を使用したもの等、メーカーの正規保証が受けられない機器は認めない。

## 9 機器保守

- (1) 別紙「機器明細」の「2」「3」「4」の保守については本契約に含むこと（J-LIS 配付のアプリケーション等は除く）。
- (2) 本件保守については、当日対応ができるように保守・点検・修理等の体制を確保すること。

## 10 返還

- (1) 賃貸借期間満了後、配置した賃貸借物件をすべて撤去すると同時に、当該物件のSSDに記録されたデータの完全消去又はディスクの破砕を行うこと。
- (2) 確認のため岡山市が立会を求めた場合は対応すること。
- (3) ただし、岡山市が別の方法を認めた場合はこの限りでない。

## 11 機器の選定

- (1) 今回調達する機器は、マイナンバーカードの交付に用いる統合端末として使用する機器であり、住民基本台帳ネットワークシステムでの使用などJ-LISが提供する「市町村機器整備概要（第4．5版）」の仕様を満たす機器を選定すること。
- (2) 記載内容以外で本市が求めている内容については、別紙1に記載する。

## 12 賃借料の支払方法

- (1) 毎月払いとし、賃貸借期間の契約総額を7等分した金額を月額賃借料とする。  
ただし、1円未満の端数が生じた場合は、初回の賃借料に端数分を加える。
- (2) 賃貸料は請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。